## ○非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

制 定 昭 42. 1. 24 条例 1

(目 的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、非常勤の職員(以下「職員」という。)の受ける報酬及び費用弁償については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(報酬)

第2条 職員の報酬の額は、その者の職務及び給与に関する条例(昭和 34 年大和川右岸水防事務組合条例第8号)第21条の給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して、日額又は月額により管理者が定める。

(費用弁償)

- 第3条 職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費に関する条例(昭和34年大和川右岸水防事務組合条例第9号)の定めるところにより旅費を支給する。
- 2 職員が通勤に要する費用については、管理者の定めるところにより、 弁償することができる。

(施行の細目)

第4条 報酬の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年12月21日から適用する。
- 2 旅費に関する条例(昭和34年大和川右岸水防事務組合条例第9号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

3 この条例において、「何等級の職務」という場合には、給与に関する条例 (昭和34年大和川右岸水防事務組合条例第8号)第21条に規定する給料表 による当該職務の等級(給料表の適用を受けない者にあっては、管理者の定 めるそれに相当する職務の等級)をいうものとする。 別表中「事務局長」を「1等級の職務にある者」に改める。